

7 検 査

7・1 主任技術者が行う検査

- 1 給水装置の構造・材質基準に適合していることの検査及び確認を行うこと。
- 2 施工した給水装置の耐圧試験及び水質の確認を行うこと。
- 3 完成届等の書類検査を行うこと。
- 4 主任技術者は管理者の行う検査に立ち会わなければならない。

<解 説>

主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理、給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督、給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認を行うことを責務としており、給水装置工事が適正に施行されるための検査・確認及び適正に施行されたことの検査・確認をしなければならない。

また、管理者に提出する給水装置工事完成届について、「4 給水装置工事設計図面及び完成図面の作成」に基づき、施工された給水装置工事の内容が正確に記載されていること及び必要な提出書類・保存書類等の検査・確認をすること。

1 について；

給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認はもとより、管理者の指定する分岐部からメーターまでの工法、工期その他工事上の条件に適合するための検査・確認をすること。

2 について；

- (1) 耐圧試験は、原則としてメーター設置場所から水圧テストポンプにより 1.00MPa に加圧し、15 分間保持させ、水圧の低下の有無を確認することとし、耐圧試験は、上流側分水までと下流側水栓までを行う。なお、配管等の条件から耐圧試験ができない場合は管理者と協議をすること。

また、水質の確認は、臭気、味、色、濁りを観察すること。

- (2) 機能試験は、水質の確認後通水し、各給水用具から放流、メーター経由の確認及び吐水量、作動状態などを検査・確認すること。

3 について；

給水装置はその大部分が埋設部、隠ぺい部となり、管理者は完成検査時に実際の施工状況の確認が出来ないため、提出された完成届による書類検査となる。このことから、主任技術者は、使用された材料、施工内容等について給水装置工事に従事した者からも確認し、提出する完成届と実際の施工の内容が相違ない旨責任をもって検査・確認すること。

書 類 検 査

検査項目	検査の内容
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事箇所が確認できるよう道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・ 工事箇所が明記されていること。
平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 方位が記入されていること。 ・ 建物の位置、構造が分かりやすく記入されていること。 ・ 道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。 ・ 隣接家屋及び境界が記入されていること。 ・ 分岐部のオフセットが記入されていること。 ・ 隠ぺいされた配管部分が明記されていること。 ・ 各部材の材料、口径及び延長が記入されていること。 ① 給水管及び給水用具は性能基準適合品が使用されていること。 ② 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・逆流・凍結防止等対策の明記)

現 地 検 査

検査種別及び検査項目	検査の内容	
屋 外 の 検 査	1 分岐部オフセット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正確に測定されていること。
	2 メーター、ボール式伸縮型丙止水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・ メーターは逆付け、片寄りがなく水平に取付けられていること。 ・ 検針・取替えに支障がないこと。 ・ 止水栓の操作に支障がないこと。 ・ 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3 埋設深さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所定の深さが確保されていること。
	4 管延長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 竣工図と整合すること。
	5 きょう類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傾きがないこと及び設置基準に適合していること。
	6 止水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・ スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配 管	1 配管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延長、給水用具等の位置が竣工図と整合すること。 ・ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・ 管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・ 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・ 逆流防止のための給水用具の設置、適切な吐水口空間の確保等がなされていること。 ・ クロスコネクションがなされていないこと。
	2 接合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な接合が行われていること。
	3 管種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
給水 用具	1 給水用具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性能基準適合品の使用を確認すること。
	2 接続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な接合が行われていること。
受水槽	1 吐水口空間の測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機 能 検 査		<ul style="list-style-type: none"> ・ 通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。

耐 圧 試 験	・ 1.00MPa、15 分間の耐圧試験で、漏水及び抜けその他の異常がないことを確認すること。
水 質 の 確 認	・ 臭気、味、色、濁りの確認を行うこと。

4について；

主任技術者は管理者の行う検査に立ち会わなければならない。また、管理者が必要と認めた時は、その身分を明らかにしなければならない。

7・2 管理者が行う検査

- 1 提出された完成届等の書類検査
- 2 現場検査
 - (1) メーター設置に係る検査
 - (2) 通水検査
 - (3) 水質検査

<解 説>

管理者が行う検査は次によるものを原則とする。

1について；

提出された完成届の内容及び給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していることを主任技術者により確認が行われていること等の書類検査を行う。

2について；

- (1) メーターの検針・取替えに支障がないか。
- (2) 完成図面にに基づき、給水栓の設置位置等を確認し、メーター経由の確認を行う。
- (3) 末端の給水栓において簡易 5 項目水質検査（残留塩素、色、濁り、臭い、味）を実施し、残留塩素にあつては 0.1 mg/L 以上であるかの確認、その他の項目においては異常でないことの確認。

なお、簡易 5 項目水質検査の結果、水質に問題があると認められる場合は、原因を確認し、状況に応じて立会いの主任技術者と協議のうえ、完成検査の中止若しくは給水停止の措置を講じる。

※ 工事事業者は、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、給水装置工事を適正に施行することができると認められる者として、管理者から指定を受けている。このことから、工事事業者が施工することで、その給水装置工事が適正であると言えなければならない。よって、工事事業者及び主任技術者は、責任を持って給水装置工事の施行及び完成図書の提出をしなければならない。

7・3 検査の合否

- 1 検査に合格した場合は、メーター及びお客様番号を設置する。
- 2 完成検査に不適切な事項を指摘された場合は、当該事項について修正の上、再検査を受けること。

<解説>

1 について；

検査に合格した場合は、メーター設置の後メーターきょう蓋裏にお客様番号を設定する。

2 について；

給水装置の構造・材質が政令で定める基準に適合していない場合は、基準適合品に取り替えるまでの間メーターの設置は行わないものとする。ただし、完成検査に不適切な事項を指摘された場合でも、軽易な図面訂正等で是正できる内容のものについては、工事事業者が住宅水道課において速やかに図面の訂正等を行うものとする。

7・4 給水装置所有者への引き渡し

工事事業者は、工事完成検査後、所有者へ給水装置の引き渡しを行うこと。

<解説>

所有者へ給水装置の引き渡しは、次により行う。

- 1 給水装置工事図面(写し)一式を引き渡すとともに、工事内容等について説明すること。
- 2 給水装置の管理区分(給水条例第23条 水道使用者等の管理上の責任)等の内容について説明すること。

【給水条例第23条】

(水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに町長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことがある。

3 第1項の管理義務を怠ったため生じた損害は、水道使用者等の責任とする。